

栃木県シルバー大学校中央校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、栃木県シルバー大学校中央校同窓会（以下「中央校同窓会」という。）と称し、本部を栃木県シルバー大学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、栃木県老人福祉大学校（以下「老大」という。）及び栃木県シルバー大学校中央校（以下「シルバー大」という。）で学んだ知識、技能を活用し、生きがい推進員として、地域社会に貢献するとともに母校の発展を図り、地域高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 生きがい推進員の活動、実践に関する事。
- 2 支部間交流、支部活動支援に関する事。
- 3 シルバー大学ボランティアネットワークの支援に関する事。
- 4 会報の発行に関する事。
- 5 会員の健康、文化の向上に関する事。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、老大及びシルバー大を卒業し、本会の目的に賛同した者をもって会員とする。なお、原則として会員は、それぞれの居住地の支部に入会するものとする。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 1) 会長1名
- 2) 副会長若干名
- 3) 書記・会計若干名
- 4) 監事若干名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は本部役員会の推薦を得て、総会において選任する。

- 2 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会の代表となり会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、内1名がその職務を代行する。
- 3 書記は、会務に関する記録の取りまとめ及び役員相互の連絡調整にあたる。
- 4 会計は、会計をつかさどる。
- 5 監事は、会計監査を行なう。

第4章 会議

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会及び本部役員会とし、必要に応じて会長が召集する。

- 2 総会の議長は、会議に諮り、出席者の中から選出する。

(総会)

第9条 総会は、本会の決議機関とし、代議員及び役員会構成員をもって構成する。

- 2 代議員は、各期別同窓会から2名及び各支部から1名を選出する。
- 3 総会は、次の事項について審議決定する。
 - (1) 本年度事業報告及び決算
 - (2) 次年度事業計画及び予算
 - (3) 役員選任
 - (4) 会則の改廃
 - (5) 重要事項

- 4 定期総会は、11月中に開催するものとする。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、監事、支部長、期別会長、部会長及び副部会長をもって構成する。

2 役員会の役割は、次の通りとする。

- (1) 総会の議決に基づく事業計画の実践に関する検討
- (2) 部会及び実行委員会からの報告に関する審議及び調整
- (3) 期別同窓会及び支部からの活動報告に関する審議及び調整
- (4) 総会付議事項の事前審議
- (5) その他必要事項の審議

(本部役員会)

第11条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、監事、部会長及び副部会長をもって構成する。

2 本部役員会の役割は、次の通りとする。

- (1) 総会の決議に基づく本会事業の執行
- (2) 部会及び実行委員会に対する指導及び助言
- (3) 総会及び役員会開催に関する立案及び調整
- (4) その他必要事項の調整

(部会及び実行委員会)

第12条 本会の事業を専門的に企画立案し、効果的、能率的に推進するために、本会の中に部会及び実行委員会を設置する。

2 本会の部会及び実行委員会は、次の通りとする。

- (1) 広報部会(広報誌発行)
- (2) 福祉部会(奉仕活動に関する企画立案及び実施並びに支部支援)
- (3) 実行委員会は事業計画に沿ってその都度設立する。
(原則、研修、スポーツ、文化活動の実施を目的とする)

3 部会委員及び実行委員は、役員会において委嘱する。

4 部会長、副部会長は、各部会において互選する。

(会議の成立)

第13条 本会の会議は、構成員の過半数の出席により成立する。但し、委任状の提出者は出席者とみなす。

(会議の議決)

第14条 本会の会議の議事は、出席者の過半数の同意により決定する。

第5章 組織

(支部)

第15条 本会は、市町村の地域を単位に支部を置く。但し、宇都宮市及び会員数の少ないところについては、関係者の意見を聞いて役員会が定める単位を置く。

2 支部は、その地域の会員をもって組織し、その地域において会の目的の達成を図ることを任務とする。

3 支部は、会則を定め、支部長その他の役員を置いて運営する。

(卒業期別同窓会)

第16条 本会に、卒業期別同窓会を置くことができる。

2 卒業期別同窓会は、中央校の期別会員をもって組織し、支部及び中央校同窓会の活動に寄与することを任務とする。

3 卒業期別同窓会は、会則を定め、会長、副会長その他の役員を置いて運営する。

第6章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、新入会員の入会金及びその他の収入をもってあてる。

2 入会金は、一人当たり2,000円とし、入会時に納入する。

3 大規模災害が発生した場合、義援金を寄付することが出来る。

4 本会の決算時に、収支差額の一部を積立金に充当することができる。

(運営基金積立金)

第18条 今後、会員数の減少に伴う事業内容の変化等により、支出経費に不足が生じた時に備えて、毎年決算時における収支差額の一部を運営基金として積み立て、別途保管することが出来る。

2 運営基金の活用は、今後事業内容の変化等に支出経費に不足が生じた時は、運営基金を取り崩すことが出来る。

(創立記念事業積立金)

第19条 今後の栃木県シルバー-大学校中央校同窓会創立記念事業（以下「記念事業」という。）の経費に充てるため毎年資金を積み立て、別途保管することが出来る。

2 積立金の額は、一会計年度で5万円以内とする。

3 積立金は、役員会の議決を得てこれを取り崩し、記念事業の経費に充てる事が出来る。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、年度の称号は10月1日の属する年度とする。

付記 1 この会則は、平成3年10月18日から施行する。

2 この会則の一部改正は、平成4年11月16日から施行する。

3 この会則の一部改正は、平成6年11月14日から施行する。

4 この会則の一部改正は、平成7年11月6日から施行する。

5 この会則の一部改正は、平成11年11月15日から施行する。

6 この会則の一部改正は、平成19年10月1日から施行する。

7 この会則の一部改正は、平成20年10月1日から施行する。

8 この会則の一部改正は、平成21年10月1日から施行する。

9 この会則の一部改正は、平成24年10月1日から施行する。

10 この会則の一部改正は、平成25年10月1日から実施する。

11 この会則の一部改正は、平成27年10月1日から実施する。

12 この会則の一部改正は、平成30年11月12日から実施する。

(会員細則)

1 支部、期別会の組織的活動形態に大幅な変更（解散、休止、統合等）があった場合速やかに同窓会長に届け出ること。

2 支部、期別会は支部長、支部代議員、期別会会長、期別会代議員の変更があった時は、氏名、住所、電話番号を同窓会長に届け出ること。